

(宛先) 春日市長

第3子以降届出保育施設等保育料補助金交付申請書

【令和7年9月～令和7年12月利用分】

私は、春日市第3子以降届出保育施設等保育料補助金交付要綱第12条の規定に基づき、第3子以降届出保育施設等保育料補助金の交付について、下記のとおり請求しますので、指定する振込先口座に振り込んで下さい。

なお、第3子以降届出保育施設等保育料補助金交付の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者の世帯の状況について、春日市が住民基本台帳で確認すること。
2. 対象児童の教育・保育施設の利用状況について、春日市が教育・保育施設に確認すること。
3. 春日市が、教育・保育施設に係る教育・保育給付又は施設等利用給付の状況について確認すること。
4. 保育料の支払い状況を春日市が対象施設に確認すること。
5. 課税状況を春日市が確認すること。

1. 保護者(請求者)について

フリガナ			住所		
保護者氏名			住所が前回申請 または請求時から	<input type="checkbox"/> 変更なし	
電話番号	-	-		<input type="checkbox"/> 転居した	<input type="checkbox"/> 転出した
就労状況等が前回申請 または請求時から	父	<input type="checkbox"/> 変更なし	<input type="checkbox"/> 就職した)	
		<input type="checkbox"/> 退職・転職した	<input type="checkbox"/> その他(
	母	<input type="checkbox"/> 変更なし	<input type="checkbox"/> 就職した)	
		<input type="checkbox"/> 退職・転職した	<input type="checkbox"/> その他(

※ 就労状況等に変更があった場合は、就労証明書等、新たな保育を必要とする理由に応じた書類の提出が必要です。(既に提出した場合を除く。)

2. 請求の対象となる児童について(児童ごとに申請してください)

フリガナ			住所	<input type="checkbox"/> 保護者と同じ
児童氏名				<input type="checkbox"/> 保護者と異なる
生年月日	年	月	日	第 子
				<input type="checkbox"/> 前回申請・請求時から変更なし
				<input type="checkbox"/> 前回申請・請求時から変更あり

3. 補助金の振込先について(保護者が口座名義人となっているもの)

金融機関名及び支店名				預金種目	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
				口座番号		
銀行・信用金庫			支店	口座名義(カタカナ)		
農協・信用組合			出張所			

4. 請求の対象となる期間中に利用した保育施設について

①	保育施設名称		<input type="checkbox"/> 在園中
			<input type="checkbox"/> 途中入園した(年 月 日)
			<input type="checkbox"/> 退園した(年 月 日)
②	保育施設名称		<input type="checkbox"/> 在園中
			<input type="checkbox"/> 途中入園した(年 月 日)
			<input type="checkbox"/> 退園した(年 月 日)

<裏面にも記入欄があります>

5. 補助金請求金額とその内訳

利用年月日	保育施設 に支払った 月額利用料 (保育料) (a) ※1 ※2	月額上限額 (b) ※3	請求額 (aとbを比較して 小さい方)
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
請求額の合計			円

- ※1 上記で記入した保育料を支払ったことを証明する書類（施設から発行された提供証明書）をすべて添付して下さい。
- ※2 保育料の設定がひと月単位を超える単位（四半期、前期・後期など）となる場合は、当該保育料を当該期間の月数で除して、保育料の月額相当分を算定して下さい。（1円未満の端数がある場合は切り捨て）
- ※3 月額上限額は、企業主導型保育施設利用の0歳児は37,100円、1～2歳児は37,000円、その他の届出保育施設利用者は42,000円となります。
月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次のとおりとなります。
 ・月途中で認定期間が終了する場合の限度額：月額上限額×認定期間の終日までの日数÷その月の日数
 ・月途中から認定期間が開始される場合の限度額：月額上限額×認定日からの日数÷その月の日数

補助金請求の最終締切日

令和7年度利用分の補助金請求の締切日は令和8年4月20日（月）（必着）です。
期日を過ぎたときは、補助金の支払ができませんのでご注意ください。